

「『高校生のための学びの基礎診断』の認定基準・手続等に関する規程」の改訂(案)について

| 事項       | 改訂理由  | 改訂後   | 改訂前   |
|----------|---|---|---|
| 認定基準について | <p>○新学習指導要領平成30年3月の認定基準策定時には新学習指導要領における学習評価の考え方を国として示していないかった。<br/>その後、中教審教育課程部会の審議を経て、学習評価の考え方に関する通知を発出したことから、その通知を踏まえて、新学習指導要領に対応した測定ツールとなるよう認定基準を追加する。</p> | <p>4. 認定基準等<br/>         (1) 認定基準<br/>         ①出題に関すること（追記）<br/>         ・ツールによって測定する資質・能力が「・・・することができる」という形で明確に示されており、それらが新高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）に示されている各教科の目標および「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日付け初等中等教育局長通知）等で示されている各教科の評価の観点の趣旨等に対応していること。<br/>         ・ツールによって測定しようとしている資質・能力と、測定方法が適切に対応していること。具体的には、出題の方針において、基本的な考え方を明確に示しているとともに、サンプル問題の設問について学習指導要領の各教科の目標及び内容のどの部分に対応するのか具体的に示しており、その対応関係が妥当であると認められること。</p> <p>(様式2)認定要件への適合性の申請内容について<br/>         1. 出題に関すること<br/>         (1)出題の基本方針（追記）<br/>         ・英語は、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能別かつ「知識・技能」「思考・判断・表現」の各観点について、どのような方法によって、どのような力を測定するのかを明確に示すこと。<br/>         ・「読む」の「思考・判断・表現」については、「***語程度の英文を読んで、あらすじや大切な部分などを目的に応じて適切に読み取ることができるかどうかを測定する」など明確に示すこと。<br/>         ・例えば、「書く」の「思考・判断・表現」については、文章を書く目的・場面・状況等を設定し、考えや情報を記述させる課題を課すなど明確に示すこと。</p> | <p>4. 認定基準等<br/>         (1)認定基準<br/>         ①出題に関すること（以下、省略）</p> <p>(様式2)認定要件への適合性の申請内容について<br/>         1. 出題に関すること<br/>         (1)出題の基本方針（以下、省略）</p> |

| 事項       | 改訂理由  | 改訂後  | 改訂前  |
|----------|---|--|--|
| 認定基準について | <p>○英語の4技能の「話す」の扱いについて<br/>4技能の測定ツールについては、学校現場においても受け<br/>る体制が整備されているとは言えず、認定事業者において<br/>も開発研究に着手できていない。これらを踏まえて、<u>2021年</u><br/><u>度までの利活用に限った弾力的運用の期間を延長する。</u></p>  | <p>4. 認定基準等<br/>           (1)認定基準<br/>           ①出題に関すること<br/>           ・英語は「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測定すること<br/>を明らかにしていること。ただし、国語、数学及び英語の3教<br/>科セットの測定ツールにおける英語の「話す」技能について<br/>は、<u>2024年度</u>までの間に利活用されるものに限り、測定す<br/>ることに代えて問題、解答例及び採点基準を提供することと<br/>しても差し支えない。</p> | <p>4. 認定基準等<br/>           (1)認定基準<br/>           ①出題に関すること<br/>           ・英語は「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測定すること<br/>を明らかにしていること。ただし、国語、数学及び英語の3教<br/>科セットの測定ツールにおける英語の「話す」技能について<br/>は、<u>2021年度</u>までの間に利活用されるものに限り、測定す<br/>ることに代えて問題、解答例及び採点基準を提供することと<br/>しても差し支えない。</p> |
| 認定基準について | <p>○集団準拠の結果提供について<br/>平成30年10月9日開催の「高校生のための学びの基礎診<br/>断」の認定に関する審査委員会全体審査会において、<br/>・今回の認定ツールの結果提供について、偏差値等の大学<br/>の合格度合いを提供する集団準拠は達成度評価(目標準<br/>拠)を主とする基礎診断本来の趣旨から異なり、誤ったメッ<br/>セージを与えないように指摘する必要がある。<br/>との指摘があったことから、学びの基礎診断の結果提供に<br/>おいては、達成度評価(目標準拠)が主であることを明記す<br/>る。</p> | <p>4. 認定基準等<br/>           (1)認定基準<br/>           ②結果提供に関すること<br/>           (追記)<br/>           なお、高等学校側の希望があった場合に、集団に準拠した<br/>評価やそれに基づく進路選択の参考となる情報を提供する<br/>ことまでは妨げないが、これらの情報は、認定されている基<br/>礎診断の結果提供ではないものであり、認定された結果提<br/>供と明確に区分したうえで提供すること。</p>                  | <p>4. 認定基準等<br/>           (1)認定基準<br/>           ②結果提供に関すること<br/>           (以下、省略)</p>   |
| 認定基準について | <p>○試験実施後の検証体制について<br/>ツールによっては、単に平均正答率の推移のみを「検証」す<br/>るなど、事業者によって検証の内容にはばらつきがあるため、<br/>専門家を入れて自ら点検、改善する体制を構築していること<br/>を追加する。</p>  | <p>4. 認定基準等<br/>           (1)認定基準<br/>           ③運営その他に関すること<br/>           (追記)<br/>           ・テスト理論、各教科の指導法・評価法、カリキュラ<br/>ム・マネジメント等の専門家の意見を聞いて、テストの<br/>信頼性及び妥当性等を毎年度検証し、出題内容や方法、<br/>成績提供のあり方、採点の質等について、継続的に改善<br/>し続ける体制を有すること。</p>                             | <p>4. 認定基準等<br/>           (1)認定基準<br/>           ③運営その他に関すること<br/>           (以下、省略)</p>  |

| 事項           | 改訂理由  | 改訂後   | 改訂前  |
|--------------|---|---|--|
| 指摘事項について     | <p>○指摘事項への適切な対応について<br/>申請内容に関する懸念事項や更なる改善が望まれる事項等がある場合は、その内容を指摘事項として通知することになっているが、その指摘事項に対して認定事業者が改善する義務が課せられていない。<br/>指摘事項を受けた場合は、適切に改善を図り、速やかに報告すること、指摘事項に対する改善状況を文部科学省ホームページで情報提供することを明記する。</p> | <p>4. 認定基準等<br/>(2)認定後の遵守事項</p> <p><b>(追記)</b><br/>・認定を受ける際に、指摘事項を通知された場合は、その指摘事項を踏まえ適切な改善を図るとともに、改善した内容は速やかに文部科学省に報告すること。</p> <p>(3)認定・情報提供<br/>②情報提供<br/>認定ツールについては、文部科学省ホームページで認定ツールの一覧として公表する。公表に当たっては、認定ツールの名称、対象教科、概要などの基本情報のほか、申請内容や審査会の指摘事項及び指摘事項に対する改善状況についても情報提供を行う。教育委員会等に対しても、文部科学省から基礎診断の趣旨の周知と併せて上記内容を通知する。</p> | <p>4. 認定基準等<br/>(2)認定後の遵守事項<br/>(以下、省略)</p> <p>(3)認定・情報提供<br/>②情報提供<br/>認定ツールについては、文部科学省ホームページで認定ツールの一覧として公表する。公表に当たっては、認定ツールの名称、対象教科、概要などの基本情報のほか、申請内容や審査会の指摘事項についても情報提供を行う。教育委員会等に対しても、文部科学省から基礎診断の趣旨の周知と併せて上記内容を通知する。</p> |
| 変更に関する届出について | <p>○変更届の扱いについて<br/>変更届に対して、審査審査会に付する必要がある場合は審査を経て認定又は不認定を決定すること。またその期間として3か月を要することから、3か月前には提出することを規定する。</p>   | <p>5. 認定に関する手続<br/>(4)認定後の手続<br/>②変更・廃止に関する届出</p> <p><b>(追記)</b><br/>変更届については変更する3か月前には提出すること。また、提出された変更届の内容が4. 認定基準等に関する変更である場合は、必要に応じて5. (2)に示す審査会を経て、変更届について認定又は不認定を決定する。</p>  | <p>5. 認定に関する手続<br/>(4)認定後の手続<br/>②変更・廃止に関する届出<br/>(以下、省略)</p>  |